

横

浜

中

た

よ

り

Vol. I

○「横浜中たより」発刊に当たって

例年、区民祭りや納税表彰式といった場で各団体の皆様と顔を合わせたり、一緒に作業したりする中で懇親を深めているところです。しかし、本年は新型コロナウイルスにより、そのような機会が減ったり、参加人員が制限されるといった状況にあります。そこで団体の皆様に活動状況等を知っていただこうと「横浜中たより」を発行することとなりました。コロナ禍ではありますが、これまで以上に関係民間団体のみなさまと協調・連携してまいりたいと思います。本年度もよろしくお願いします。

団体ロゴマークの由来



各団体を理解するには、団体の理念などを象徴するロゴマークの意味を知ることが一番。普段、ロゴマークをまじまじと見たり、その由来などについて、意識する方は多くはないと思います。そこで各団体のロゴマークについて、調べてみましたので紹介します。

納税貯蓄組合



花の蜜や花粉を採取し、貯蔵することで知られているミツバチの習性と納税貯蓄組合のモットーである「日掛け、月掛け、心がけ」による納税資金備蓄のイメージがと重なることから採用されたもの。

青色申告会



Unite(一体化する)とUnion(結束)の2つの頭文字「U」が腕を組むイメージのデザインとなっており、がっちりスクラムを組んだ2つの図形の先があらゆる可能性と発展を示している。なお、「青色申告会会歌」の作曲の古関裕而はNHK連続テレビ小説「エール」の主人公のモデルとなっている。

法人会



中央の円は法人会のコア(核)である「よき経営者を目指すものの団体」を表しており、そのコアのもとに集まる人の姿を法人会の頭文字「h」に合わせ、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを強く表現している。

間税会



桜の花は、かつて間税職員が着用していた制服のボタン(金ボタン)にあしらわれていたことから間接税行政を表し、加えて、日本国を表す菊の花弁12枚を配することにより、12の国税局単位の連合会が集結して、間接税行政を支えるという意味を込めたもの

小売酒販組合



全国小売酒販組合のロゴマークで、酒販組合の「酒」の字を中心に位置し、上に虹のように伸びるラインは全国の「全」の字を、下半分のラインは酒販の「販」の字をへん(貝)とつくり(反)で分けたものを表している。

税理士会



シンボルマークの下から上に大きくなる三角形は社会の広がりや発展を表現したもので、3つの三角形はそれぞれ「納税者」「行政」「税理士」三者をつなぐ架け橋としての役割も表している。また、三角形の間の空間は、筋道の通った透明性、社会の風通しの良さを表し、税理士のローマ字つづりの頭文字「Z」をもイメージしている。



令和2事務年度職員紹介



福島 将一

管運1統括官（納貯）

川崎南署から異動して参りました。今年は皆様にお会いする機会がほとんどなく残念です。今年1年よろしくお願いします。



楠本 健一

管運1上席（納貯）

横浜中署一年目です。微力ではありますが、少しでも皆様のお役に立てるよう頑張りたいと思います。よろしくお願いします。



齋藤 聡

個人1統括官（青申会）

米どころ酒どころ新潟県は三条市の出身です。円滑に税務行政を遂行するためには会の皆様のご支援があってこそです。よろしくお願いいたします。



大倉 のぞみ

個人1記推官（青申会）

芋どころ黒豚どころ鹿児島県は伊佐市の出身です。会の皆様に寄り添いながら、一緒に盛り立ててまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。



山田 勝宣

法人1統括官（法人会）

神奈川県より異動してまいりました。これまで築き上げた皆様との良好な協力関係をより強固にしていきたいと思います。



清水 龍生

法人1上席（法人会）

横浜中署一年目です。皆様のお役に立てるよう頑張ります。一年間よろしくお願いします。



増山 元秀

法人2統括官（間税会）

新宿署より参りました。前署では運動会や税の標語事業など楽しい思い出が一杯でした。念願の横浜中署です。一年間どうぞ宜しくお願い致します。



横瀬 正英

酒類指導官（小売酒販）

酒類指導官部門は広域運営を行っており、神奈川県18署のうち3署に設置されます。横浜中署勤務で県内全署を制覇しました。



池田 将一

課長補佐（税理士会）

コロナ禍にあり、区民祭りや納税表彰式等、みなさんとの行事が少なくなっておりますが、連携・協調に尽力させていただきます。よろしくお願いします。



奥澤 志子

広報広聴官

皆様とお会いする行事が少なく寂しい限りです。このような状況の中ではありますが、一日も早い感染症の終息と皆様のご健康をお祈りいたします。



竹本 裕貴

広報広聴官

横浜中署は初めての勤務となります。新鮮な気持ちでこの地で多くの方々とのお会いを大切に過ごしたいと思っております。よろしくお願いいたします。



イータ君

ビル風吹きさす東京都千代田区霞が関の出身で特技はパソコンと空を飛ぶことです。友達はマイナちゃんです。よろしくお願いします。

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の
受付開始

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

< 区分記載請求書 (現行) > ~令和5年9月

請求書

〇〇株式会社 (株)△△

●年●月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛 肉 ※	5,400円
合 計		43,600円
		(10%対象 22,000円)
		(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引の内容 (軽減対象税率の対象品目である旨)
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
 - ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

< インボイス > 令和5年10月~

請求書

〇〇株式会社 (株)△△ (T 1234...)

●年●月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛 肉 ※	5,400円
合 計		43,600円
		10%対象 22,000円 内税 2,000円
		8%対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
 - ② 適用税率
 - ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手 (課税事業者) から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません (また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手 (売手) である登録事業者から交付を受けたインボイス (※) の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項 (インボイスに記載が必要な事項) が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問 (Q&A) などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



輸出物品販売場を経営する事業者の皆様へ

免税販売手続の電子化への 対応はお済みですか？

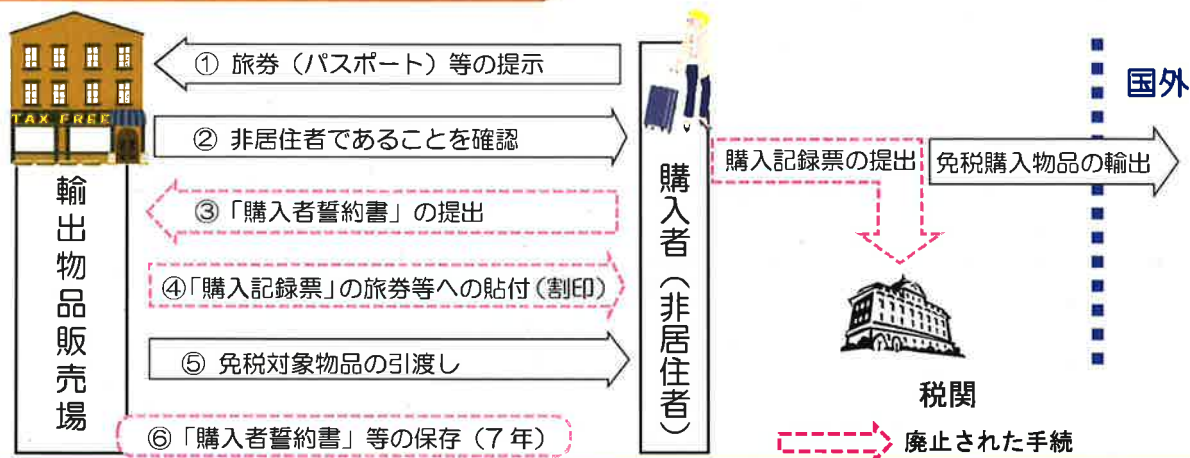
令和2年4月1日から輸出物品販売場における免税販売手続が電子化されました。
令和3年9月30日までは経過措置として従来の書面による免税販売手続も可能ですが、
令和3年10月1日以降も、輸出物品販売場において免税販売を行うためには、免税販売手続の電子化に対応する必要があります。

1 免税販売手続の電子化の概要

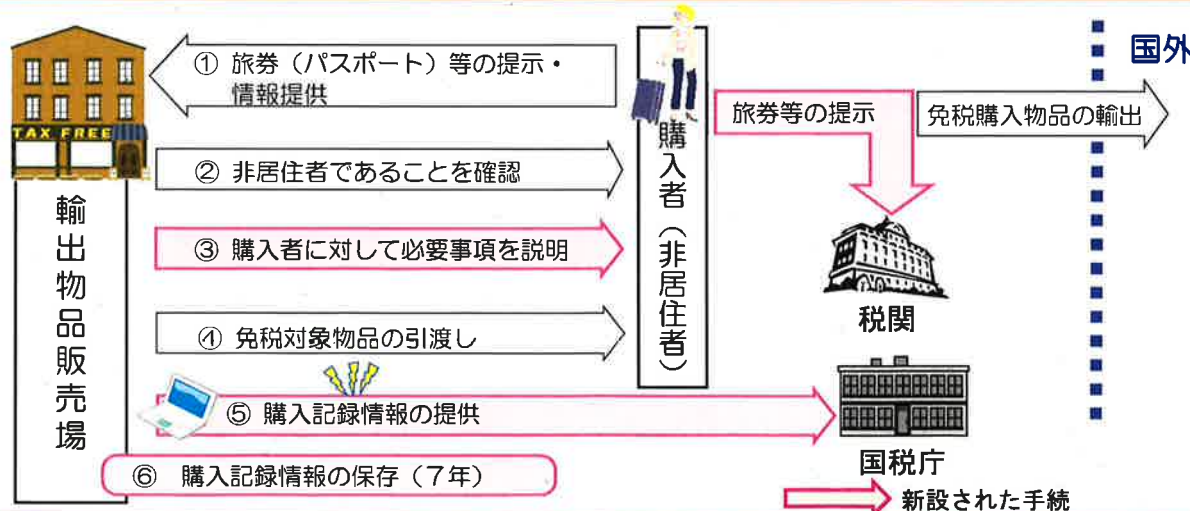
輸出物品販売場において、これまで書面により行われていた購入記録票の作成等の手続が廃止され、購入記録情報（購入者（非居住者）から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した情報）を、インターネット回線等により、国税庁へ電子的に送信することとされています。

改正前後の手続のイメージ

改正前



改正後



2 免税販売手続の電子化に関するQ & A

Q 1 免税販売手続の電子化に対応する必要がありますか？

令和3年10月1日以降、輸出物品販売場において免税販売を行うためには、免税販売手続の電子化に対応する必要があります。

なお、対応しなかった場合には、令和3年10月1日以降は免税販売を行うことができません。

(注) 令和2年4月1日から免税販売手続は電子化されていますが、経過措置として令和3年9月30日まで従来の書面による手続も可能です。

Q 2 免税販売手続の電子化に対応するためにはどのような準備が必要ですか？

免税販売手続の電子化に対応するためには次の準備が必要となります。

- ① 国税庁へ購入記録情報を送信するためのシステムの準備。
- ② 輸出物品販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を作成し、事業者の納税地の所轄税務署長に提出。届出書は、e-Taxで提出可能です。

(注) 届出書は、①の送信方法を事前に選択してから提出してください。なお、届出書の提出後に所轄税務署長から通知される識別符号は、国税庁に送信する購入記録情報の項目の一つとなりますので、届出書は必ずご提出ください。また、識別符号の通知には、一定の時間を要しますので、届出書の提出は時間的余裕を持って行ってください。

国税庁ホームページ内の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出手続」(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/3108_41.htm)も併せてご確認ください。

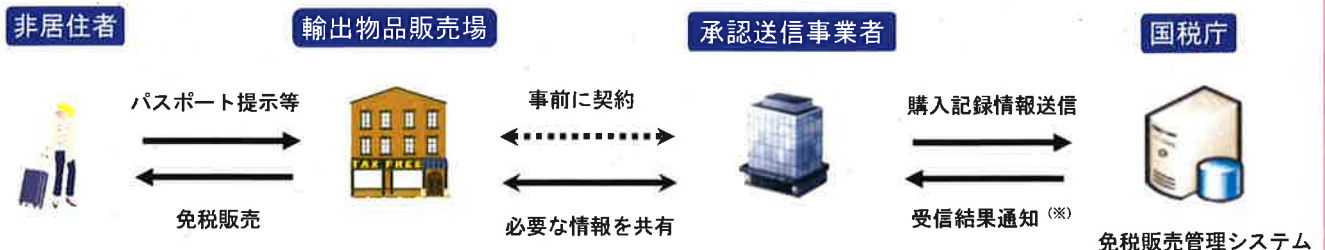
Q 3 国税庁へ購入記録情報を送信するためのシステムの準備とはどのようなものですか？

事業者におけるシステムの状況、送信環境、利用機器等を踏まえ、国税庁へ購入記録情報を送信する方法を決定します。送信方法は次の2種類の方法があります。

- ① 事業者自らがシステムを開発し、購入記録情報を国税庁の免税販売管理システムに直接送信する。



- ② 税務署長の承認を受けた承認送信事業者を介し、購入記録情報を国税庁の免税販売管理システムに送信する。



(※) 受信結果通知により、免税販売管理システムで購入記録情報が受け付けられたかどうかを確認できます。

《さらに詳しくお知りになりたい方へ》

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 内の「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm>) をご確認ください。



《観光庁の消費税免税店サイト》

観光庁の免税店向けウェブサイト (<http://www.mlit.go.jp/kankochu/tax-free/index.html>) では、電子化に対応した免税システム提供を予定する事業者の情報や電子化にもお使いいただける各府省庁等の補助金や融資に関する情報を掲載しております。



令和2年10月から

年末調整手続を電子化しませんか？

～令和2年9月

年末調整で使用する書類のうち、保険料控除証明書等は、保険会社等から従業員に交付された書面（ハガキ等）で給与の支払者に提出していました。



令和2年10月～

保険料控除証明書等について、保険会社等から従業員に交付された電子的控除証明書等（データ）で給与の支払者に提出することが可能となりました。



どういふこと？

従業員が行う控除申告書の作成から給与担当者への提出、給与担当者が行う年税額の計算まで全てをデータによる処理が可能となり、年末調整手続が簡便化されます^(※)。

メリットがたくさんあるのね！

従業員のメリット

- ・ 保険会社等から交付される書面（ハガキ等）の内容を、控除申告書に転記する必要がなくなります。
- ・ 控除額が自動計算されるため、手計算する必要がなくなります。

給与担当者のメリット

- ・ 従業員がデータを利用して控除申告書を作成するため、記載誤りがなくなることから、従業員への問合せ事務が削減されます。
- ・ 控除額が自動計算されるため検算が不要となり、給与システム等への入力事務を自動化できます。
- ・ 控除申告書等（書面）の保管が不要になります。

※ 従業員から提供された控除申告書等データを活用するためには、現在ご利用の給与システム等の改修が必要となります。

従業員が控除申告書データを作成するためのソフトウェアを国税庁から無料で提供します（令和2年10月公開予定）。

年末調整手続の電子化への準備

- 給与の支払者が所轄税務署長に、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。
- 保険料控除証明書等のデータは、従業員がマイナポータルを利用するか、保険会社等のいわゆる「お客様ページ」からダウンロードするなどの方法で取得します。

年末調整手続の電子化について詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)をご覧ください。



申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページ から！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→



確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答



STEP 2 申告書を作成

国税庁 確定申告書等作成コーナー

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されていると
おりに、入力してください。
記載のない控除は、後の控除の入力画面から入
力してください。

源泉徴収票の入力

A. 支払金額 (円)

B. 源泉徴収税額 (円)

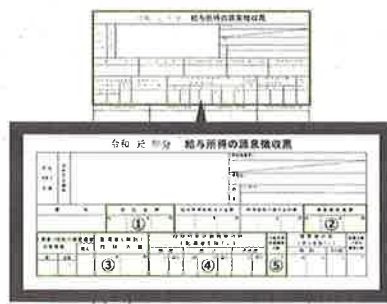
※ 2段で記載されている場合、下の段の金額

スマホ専用画面

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおり、入力してください。
源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

- ① 支払金額
- 円
- ② 源泉徴収税額
- 2段で記載されている場合、下の段の金額
- 円
- ③ 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」
「配偶者(特別)控除の額」
のいずれかの記載
0の場合には「なし」を選択してください。
- あり なし



パソコン画面

パソコン、スマート
フォンなどから画面
の案内に従って金額
などを入力するだけ
で、申告書が作成で
きます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のものです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン

又は



ICカードリーダライタと
して代用できる端末は
一部のAndroid端末のみ



対応端末の一覧
はこちらから！

IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓

お住まいの市区町村 (半角数字・16桁)	1111	1111	1111	1111
市区町村 (半角英数・8文字)	a12345678			

ID・PW
が目印

- 「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- 既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

国税庁ホームページはこんなに便利！

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「**マイナポータル**」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「**Google Chrome**」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。

また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

困ったら" ふたば " にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タックスアンサー**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。



スマホでの相談
はこちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法